



# 暴追とちぎ

第48号

平成25年1月



## CONTENTS

- 新年のごあいさつ……………1
- 暴力追放県民センターの活動状況……………3
- 民事介入暴力対策委員会ペンリレー……………5
- 暴力追放功労表彰受賞者の紹介……………6
- 改正暴力団対策法第9条の禁止行為……………7

**「断固拒否 みんなで追放  
暴力団」**

**公益財団法人 栃木県暴力追放県民センター**

宇都宮市本町12番11号 栃木会館内 TEL028(627)2995



# 新春のごあいさつ

公益財団法人

栃木県暴力追放県民センター

理事長 菊池 功

新年あけましておめでとうございます。

皆様には、健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

平素から当センターの事業や運営に格別のご理解とご支援を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

また、各地域、職域において暴力団排除活動を実践されている方々に対し、心から敬意を表する次第であります。

さて、一昨年4月に栃木県暴力団排除条例が施行されたあと、市町でも同様に条例が制定されており、昨年末までに24の市町が暴排条例を制定しました。県をはじめ各自治体が行う物品調達や発注など、公共の事務事業全般から暴力団を排除することが明確に定められたのであります。これを受けて、県内各地で企業や県民が暴力団との取引や交際を断絶しています。

一方で、昨年8月には暴力団対策法が改正され、暴力団に対する禁止行為が27項目に拡充、整備されて、暴力団の行動にさらに制限が課せられました。

行政によるこれらの相次ぐ対策に呼応して、産業界でも業種ごとや企業単位の対策が強力に推進され、全国各地で暴排運動が展開されています。官民を挙げた暴排のうねりが高まり、関連する事件や事例がマスコミでも大きく取り上げられていることは、周知のとおりであります。

暴力団を中核とする反社会的勢力との、取引を含めた一切の関係遮断や、利益供与などを禁じた条例が定着化しつつある今、暴排運動をさらに強力に展開することが重要であると考えております。

私共では、これまで暴力団追放三不運動を推進して参りましたが、この機会に暴力団追放三不運動プラス1（ワン）として

- ・ 暴力団を利用しない
- ・ 暴力団を恐れない
- ・ 暴力団に金を出さない

+1（プラスワン）

- ・ 暴力団と交際しない

の4つを合い言葉として、暴排運動を展開することにいたしました。

これまで以上に、警察や弁護士会等との連携を強化し、県民の駆け込み寺として、事業を充実していく所存であります。

今後とも、皆様方のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、新年のあいさつといたします。



# 年頭のごあいさつ

栃木県警察本部長

坪 田 眞 明



新年明けましておめでとうございます。

皆様には、輝かしい新春を迎えられたこととお慶び申し上げます。

昨年は、栃木県暴力団排除条例の施行から丸1年を迎え、県内各地の業界団体が暴力団排除決起大会を開催して暴力団排除宣言を行うなど、県民による暴力団排除気運の高まりが形となって現れた年であり、これらの活動にご尽力された関係機関・団体の皆様には厚く御礼申し上げます。

さて、近年における全国の暴力団情勢は、平成18年から続いている九州北部を中心としたけん銃発砲等の暴力団対立抗争事件を始め、暴力団との関係遮断を図ろうとする事業者をねらった凶悪事件が発生するなど、これらが国民の脅威となり、依然として厳しい状況にあります。

これらの情勢を踏まえ、昨年10月には改正暴力団対策法が一部施行され、特定危険指定暴力団が指定されるなど、市民生活に対する危険防止のための規定が整備されたところであります。加えて、本年1月には、本改正によって新設された都道府県暴力追放運動推進センターによる暴力団事務所使用差止請求制度が施行されますことから、本県暴力追放県民センターにおかれましては、県弁護士会民事介入暴力対策委員会との更なる連携を図られるとともに、長年にわたって蓄積された情報と知識を十分活用され、対応の万全を期していただきたいのであります。

暴力団壊滅に向け、社会が一体となって暴力団排除活動に立ち上がった今、県民のために県民とともに力強く歩む警察といたしましては、暴力団犯罪を徹底検挙するとともに、暴力団排除活動の先頭に立って、安全で安心などちぎの実現に向けた警察活動を推進してまいり所存であります。

皆様には一層のご支援とご協力をお願い申し上げ、年頭のあいさつとさせていただきます。

# ●栃木県暴力追放県民センターの活動状況●

## ●少年指導委員研修会

9月14日 栃木県警少年課と連携し、少年指導委員約160名の参加を得て研修会を開催し、少年を暴力団から守るための知識・技能に関する研修を行った。



## ●小山・野木地区暴力追放大会

10月10日 小山市立文化センターにおいて、小山市、野木町の市町民約300名参加のもと、「小山・野木地区暴力追放大会」が開催され、暴追センター菊池次長が来賓として出席したほか、地域からの暴力団排除意識を高揚するため「みんなの力で！」と題するDVDを上映した。

## ●平成24年度第2回理事会

10月18日 平成24年度第2回理事会を開催し、専決処分規程の改正等議案2件を議決、理事長及び専務理事の職務執行状況報告等の報告5件を承認した。



## ●企業防衛セミナー

10月25日 栃木県警、暴追センターの共催により、賛助会員等約500名の参加を得て企業防衛セミナーを開催した。『NHKスペシャル「ヤクザマネー」から見てきたもの』のDVDを上映し、暴力団による資金源活動の実態等を再認識した。

## ●民事介入暴力一日相談所

10月30日 鹿沼市民情報センターにおいて、栃木県警組織犯罪対策第一課員、栃木県弁護士会民暴対策委員会弁護士、当センター暴力追放相談委員による民事介入暴力一日相談所を開設した。



# ●栃木県暴力追放県民センターの活動状況●

## ●栃木県民事介入暴力対策協議会研修会

11月16日 栃木県警・栃木県弁護士会・暴追センターの三者による「民事介入暴力対策協議会研修会」を開催し、改正暴力団対策法や栃木県暴力団排除条例の運用状況等について研修を行った。



## ●下野警察署管内暴力追放・交通安全市町民大会

11月28日 グリムの館において、下野市、上三川町の市町民約300名参加のもと、下野警察署管内暴力追放・交通安全市町民大会が開催され、専務理事が来賓として出席した。

# ● 広 報 啓 発 活 動 ●

暴力団追放広報啓発活動を、次のとおり行いました。

- JR宇都宮駅ホームベンチにおける暴力団追放広告掲出
- 暴力追放ポスター、カレンダーの作成配布

- 広報誌・不当要求撃退マニュアル等の配布
- 「ミニ警察展」における広報啓発活動（9月1日）



## 栃木県弁護士会民事介入暴力対策委員ペンリレー

今回でペンリレーも3回目であり、委員の皆様から活動状況等を投稿していただき誠にありがとうございます。当センターでは、今後、暴力団対策法の改正に伴い、住民に代わって暴力団事務所使用差止請求訴訟を事業として行うこととなりますが、この事業を推進するには、栃木県弁護士会民事介入暴力対策委員所属の弁護士との連携が不可欠でありますので、委員皆様のご協力をお願いいたします。

### 事案対応部会の活動状況

弁護士 阿久津 正 巳

当委員会には、法令研究部会、事案対応部会、研修部会があります。私の所属する事案対応部会では、当委員会に持ち込まれた個別の民暴事案について、関係機関と連携しながら解決を図ることが主な活動です。部会発足から現在まで、事案対応部会に持ち込まれた事案は多くはありませんが、まだまだ潜在的には多くの事件があると思われ、当委員会へアクセスしやすい環境づくりも今後の課題です。

また、事案対応部会では、現在、弁護士会所属の弁護士向けに民暴事案対応のマニュアルを作成しています。民暴事案について個々の弁護士のスキルアップを図ることで、相談時から適正迅速な事件処理が可能になればと思います。

今後も、個々の民暴事案の解決を通じて地道に民暴根絶を目指します。ご支援のほどお願いいたします。

### 民暴事件に携わること

弁護士 吉 野 徹

私は、弁護士として開業した当初より、栃木県弁護士会の民事介入暴力対策委員会（略称「民暴委員会」）に所属し、その活動に携わってきました。そのなかでは、栃木県警察、栃木県暴力追放県民センター及び栃木県弁護士会による三者協定に係る重要事件に関与する機会もありました。

弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現するという使命に基づき、誠実にその職務を行い、社会秩序の維持に努力するものとされています。この点、紛争当事者間の利害調整を主とする通常の民事事件に比べて、民暴事件の解決を図ることは、反社会的勢力による違法、不当な人権侵害を排除し、社会正義を実現するという意義をも併せ持っていることから、まさに弁護士の使命と役割を実践することのできるものだと感じています。

今後とも、民暴事件の解決に努めていきたいと考えておりますので、関係者の皆様方のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

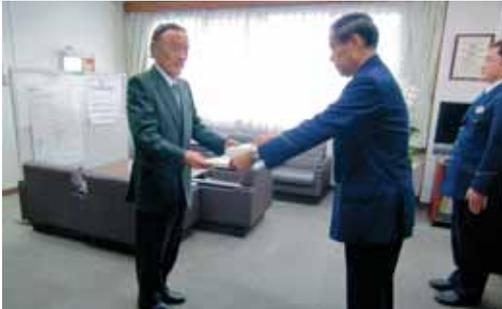
# 暴力追放功労者表彰

## 警察庁長官・全国暴力追放運動推進センター会長連名表彰

11月27日に開催された、平成24年度全国暴力追放運動中央大会において、暴力追放功労栄誉章等の表彰が行われ、本県では暴力追放功労栄誉銀賞・暴力追放功労職員として次の方が受賞しました。

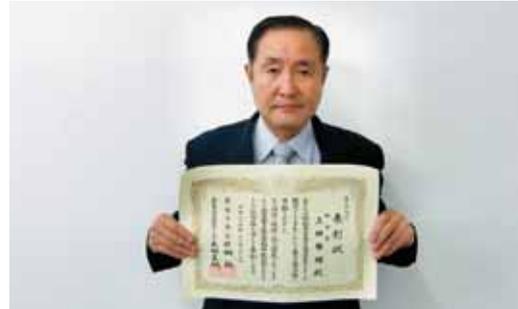
○ 暴力追放功労栄誉銀賞

栃木県弁護士会民事介入暴力対策委員会  
委員 栃木 悟 様



○ 暴力追放功労職員

栃木県暴力追放県民センター  
顧問 上田 雅 皓 様



## 関東管区警察局長・関東管内暴力追放運動推進センター連絡協議会会長連名表彰

9月28日に開催された、平成24年度関東管内暴力追放運動推進センター連絡協議会総会において、暴力追放功労者・功労団体の表彰が行われ、本県では個人1名、2団体が受賞しました。

なお、受賞者には10月25日開催の企業防衛セミナーの席上で伝達されました。

○ 暴力追放功労者

栃木県暴力追放県民センター  
前評議員 又 木 鉄 心 様

○ 暴力追放功労団体

小山・野木地区暴力追放連合会 様  
栃木県ゴルフ場暴力追放協議会 様



## 栃木県警察本部長・栃木県暴力追放センター会長連名表彰

10月25日に開催された、企業防衛セミナーにおいて、平成24年度暴力追放功労者・功労団体の表彰を行いました。

○ 暴力追放功労者

栃木県暴力追放県民センター  
理 事 久保庭 優 治 様  
栃木県遊技業協同組合  
栃木支部長 坂 尾 立 美 様

行政書士 大 鹿 幸 雄 様  
行政書士 小瀬澤 敏 様

○ 暴力追放功労団体

栃木県生コンクリート工業組合 様  
栃木県遊技業協同組合 様



# 「27の禁止行為」

## 暴力団対策法第9条で禁止されている暴力的要求行為

平成24年8月1日に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）の一部改正がありました。これまで法第9条の禁止行為は、21行為でしたが、今回の改正で27行為になり、10月30日に施行されました。

1

### 口止め料を要求する行為

人に対して、企業や団体の不正な経営内容や異性問題のスキャンダル等、人に知られていない事実の宣伝又は公表にかこつけて、口止め料として金品等を要求する行為



2

### 寄附金や賛助金等を要求する行為

人に対して、寄附金・賛助金、その他名目のいかに問わず、みだりに金品等の贈与を要求する行為



3

### 下請参入等を要求する行為

建設工事等の請負業務の発（受）注者に対して、その発（受）注者が拒絶しているにもかかわらず、下請参入、資材の納入等の受入れを要求する行為



4

### みかじめ料を要求する行為

縄張内で営業を営む者に対して、あいさつ料、みかじめ料等名目のいかに問わず金品を要求する行為



5

### 用心棒料等を要求する行為

縄張内で営業を営む者に対して、日常業務用の物品購入、興行の入場券・パーティ券等の購入、用心棒料等を要求する行為



6

### 利息制限法に違反する高金利の債権を取り立てる行為

金銭を目的とする消費貸借上の債務で、利息制限法に定める利息の制限額を超える利息の支払を伴うものについて、債務者に対し、履行を要求する行為



7

### 不当な方法で債権を取り立てる行為（前6の2号）

人から依頼を受け、報酬を得て又は報酬を得る約束をして、債務者に対し、乱暴な言動を交えたり、迷惑を覚えさせるような方法で訪問したり、電話をかけるなどして債権を不当に取り立てる行為



8

### 借金の免除や借金返済の猶予を要求する行為（前7号）

人に対して、金銭を目的とする消費貸借上の債務や家賃、購入した物品の代金等の全部又は一部の免除や履行の猶予をみだりに要求する行為



9

### 不当な貸付け及び手形の割引を要求する行為（前8号）

金銭貸付業者以外の者に対して、みだりに金銭の貸付け、手形割引等を要求し、又は金銭貸付業者に対して、その者が拒絶しているにもかかわらず、貸付け、手形割引等を要求する行為



10

### 不当な金融商品取引を要求する行為

(前9号、信用取引行為から金融商品取引行為に拡大)

証券会社及び投資顧問業、投資運用業等、金融商品取引業務を営む者に対して、その者が拒絶しているにもかかわらず、金融商品取引を行うこと又は、証券会社に対して著しく有利な条件により有価証券の信用取引を行うことを要求する行為



11

### 不当な株式の買取り等を要求する行為 (前10号)

株式会社に対して、みだりに自己株式の買取り又はそのあっせんを要求したり、株式会社の取締役、執行役、監査役、株主に対しその者が拒絶しているにもかかわらず、買取り、あっせんを要求する行為



12

### 不当に預金・貯金の受入れを要求する行為 (新規)

銀行等に対して、その者が拒絶しているにもかかわらず、預金・貯金の受入れを要求する行為



13

### 不当な地上げをする行為 (前11号)

正当に使用する権利に基づいて、建物や敷地を使用している者に対し、その意思に反して、これらの明渡しを要求する行為



14

### 土地・家屋の明渡し料等を不当に要求する行為 (前12号)

土地、建物を占拠したり、自己の氏名を表示したり(支配の誇示)して、所有権者、担保権者等が拒絶しているにもかかわらず、支配の誇示をやめることの見返りとして明渡し料等を要求する行為



15

### 宅建業者に対し、不当に宅地等の売買・交換等を要求する行為 (新規)

宅建業者に対し、その者が拒絶しているにもかかわらず、宅地等の売買・交換をすること、又は売買・交換・貸借の代理・媒介を要求する行為



16

### 宅建業者以外の者に対し、宅地等の売買・交換等を要求する行為 (新規)

宅建業者以外の者に対して、宅地等の売買・交換をすること、又は人に対して宅地等の貸借をすることをみだりに要求する行為



17

### 建設業者に対して、不当に建設工事を行うことを要求する行為 (新規)

建設業者に対し、その者が拒絶しているにもかかわらず、建設工事を行うことを要求する行為



18

### 不当に集会施設等を利用させることを要求する行為 (新規)

暴力団の示威行事の用に供されるおそれが大きい集会施設等の管理者に対して、その者が拒絶しているにもかかわらず、その施設を利用させることを要求する行為



19

### 交通事故等の示談に介入し、金品等を要求する行為(前13号)

人から依頼を受け、報酬を得て、又は報酬を得る約束をして、交通事故等の示談交渉を行い、損害賠償として金品を要求する行為



20

### 因縁を付けての金品等を要求する行為(前14号)

人に対して、買った商品、受けたサービスの欠陥等を口実に損害賠償等の名目で、あるいは有価証券の売買で損害を被ったと因縁を付けて損失補てんを要求する行為



21

### 許認可等をするを要求する行為(前15号)

行政庁に対し、許認可等の要件に該当しないのに許認可等をするよう要求したり、不利益処分等の要件に該当するのに不利益処分をしないよう要求する行為



22

### 許認可等をしないことを要求する行為(前16号)

行政庁に対して、許認可等の要件に該当するのに許認可等をしないよう要求したり、不利益処分等の要件に該当しないのに不利益処分をするよう要求する行為



23

### 公共事務事業の入札に参加させることを要求する行為

(前17号、公共工事から公共事務事業に拡大)

国・地方公共団体等に対して、国・地方公共団体等が行う売買、貸借、請負等の契約の入札に関して、参加資格がない者や指名基準に適合しない者を入札に参加させるよう要求する行為



24

### 公共事務事業の入札に参加させないことを要求する行為

(前18号、公共工事から公共事務事業に拡大)

国・地方公共団体等に対して、国・地方公共団体等が行う売買、貸借、請負等の契約の入札に関して、参加資格がある者や指名基準に適合する者を入札に参加させないよう要求する行為



25

### 人に対し、公共事務事業の入札に参加しないこと等を要求する行為(新規)

人に対して、国・地方公共団体等が行う売買、貸借、請負等の契約の入札に参加しないこと又は一定の価格その他の条件で入札の申し込みをすることをみだりに要求する行為



26

### 公共事務事業の契約の相手方とすること等を要求する行為

(前19号、公共工事から公共事務事業に拡大し、契約相手にするための要求を追加)

国・地方公共団体等に対して、その者が拒絶しているにもかかわらず、自己や自己の関係者を国・地方公共団体等が行う売買、貸借、請負等の契約の相手方とすること、又は特定の者を契約の相手方としないことをみだりに要求する行為



27

### 公共事務事業の契約の相手に対する指導等を要求する行為

(前20号、公共工事から公共事務事業に拡大)

国・地方公共団体等に対し、国・地方公共団体等が行う売買、貸借、請負等の契約の相手方に、下請等の発注や資材・物品を納入させるように指導・助言等をするをみだりに要求する行為



※赤太枠は新たに追加されたもの、下線部は内容が変更されたもの

# 不当要求防止責任者講習「受講無料」

あなたの職場を暴力団等から守るための講習です。

## 講習受講手続き

「責任者選任届出書」を事業所の所在地を管轄する警察署の刑事課組織犯罪対策係に提出するか、又は県庁のホームページから電子申請による届出をすることができます。

後日、往復ハガキで講習の案内をいたします。

## 講習の種別

### ※選任時講習

責任者に選任された後、概ね1年以内に受講します。

### ※定期講習

選任時講習後、概ね3年後に受講します。

## 講習の内容

- ◎暴力団等反社会的勢力の現状と動向
- ◎不当要求行為に対する被害防止対策
- ◎弁護士からみた暴力団対策

等について警察本部刑事部組織犯罪対策第一課、栃木県弁護士会、暴力追放県民センターによる講義のほか、DVDを使用した対応シミュレーションなど、対応要領や被害防止に役立つ体験型の講習を行います。

## 受講修了書の交付

受講された方には、「受講修了書」及び「責任者選任事業所ステッカー」を交付します。

## 暴力追放県民センター職員紹介



上段左から

大西総務主任  
吉原相談委員  
山下社会復帰アドバイザー  
舟本被害回復アドバイザー

下段左から

菊池事務局次長  
菊池理事長  
小室専務理事  
吉田経理主任



本年もよろしくお願いたします。



「断固拒否 みんなで追放 暴力団」

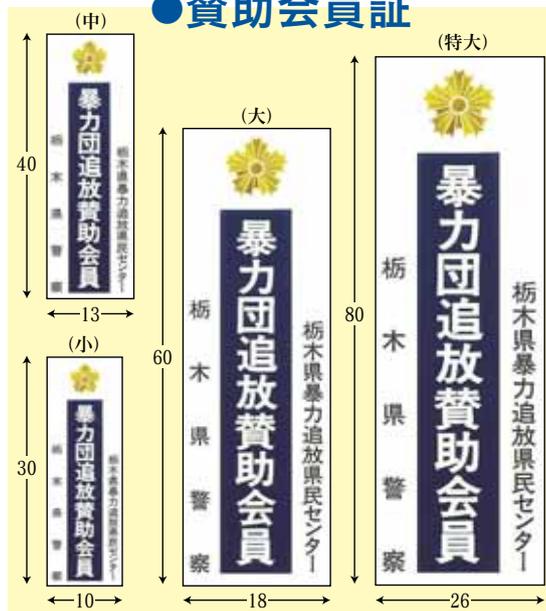
# 賛助会員を募集しています

～多くの方の入会をお待ちしています～

(公財) 栃木県暴力追放県民センターでは、暴力団排除活動に賛同してご支援、ご協力いただける個人、団体、法人の入会をお待ちしております。

- **賛助会費 年額** (口数は、何口でも結構です。)
  - 法人・団体 一口 10,000円
  - 個人 一口 5,000円
- 会員の方には「賛助会員証」の交付、暴追大会、暴追セミナー等の案内、機関誌「暴追とちぎ」、暴力団対策の資料の送付など、暴力団情報等の提供を行います。
- 入会のお申込は、事務局へご連絡ください。

## ● 賛助会員証



## 暴力団追放三<sup>プラス</sup>ない運動

暴力団を利用しない

暴力団を恐れない

暴力団に金を出さない



暴力団と交際しない

## 公益財団法人 栃木県暴力追放県民センター



宇都宮市本町12番11号 栃木会館内

電話 / 028-627-2995

FAX / 028-627-2996

ホームページ <http://www.boutsui-tochigi.or.jp/>

暴力相談電話

**028-627-2600**

## 暴追とちぎ平成25年1月号(通巻48号)表紙写真

### 渡良瀬遊水地の日の出

渡良瀬遊水地は、栃木県・群馬県・埼玉県・茨城県の四県にまたがる面積33 km<sup>2</sup>の遊水池である。平成24年7月ラムサール条約湿地に登録された。

撮影者 暴力追放功労表彰受賞者

行政書士 大鹿幸雄氏

